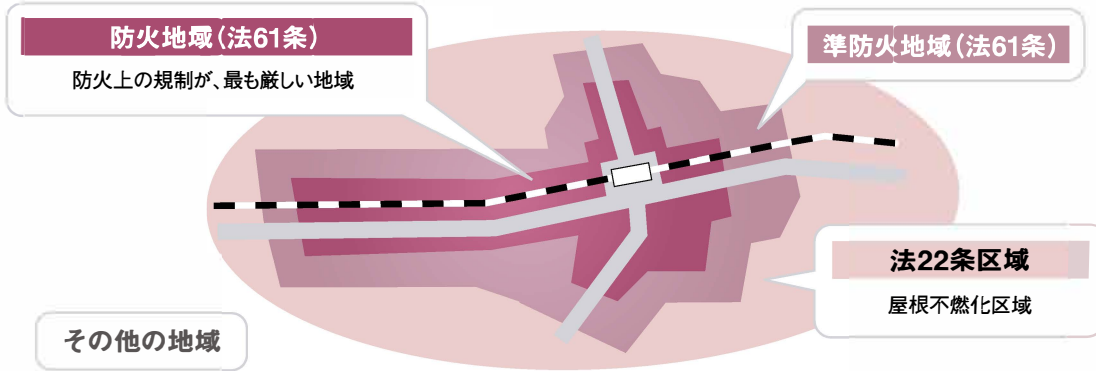


建築基準法の制限

ご検討の際は最新の建築基準法をご確認いただくをお願いします。

1. 地域の制限

建築基準法では、個々の建築物の火災による延焼を防止するために、第22条に基づいた地域（22条区域）を定めています。また、都市計画により市街地における火災の拡大を防ぐために、大きな都市の駅周辺など、建築物が密集している地域を防火地域、その周囲に準防火地域が指定されており、各地域、規模及び用途などに応じ、建築物の防耐火構造が規定されています。



2. 外壁に求められる防耐火性能とアイジーサイディング認定取得範囲

商品により取得している認定番号が異なります。使用する商品の認定番号をご確認ください。

■木造下地

用途	地域	延床面積 (S)㎡ 階数	S ≤ 100	100 < S ≤ 500	500 < S ≤ 1000	1000 < S ≤ 1500	1500 < S ≤ 3000	3000 < S	
			共同住宅						
戸建住宅	防火地域	3階建	耐火構造 (法61条)						
		1,2階建	45分準耐火構造 (法61条)						
	準防火地域	3階建	1時間準耐火構造 (法27条、令115条2の2)						耐火構造 (法61条)
		1,2階建	防火構造*1 (法61条)	2階が300㎡以上 (法27条)	45分準耐火構造 (法61条)				
	22条区域	3階建	1時間準耐火構造 (法27条、令115条2の2)						耐火構造 (法21条2項)
		1,2階建	準防火構造*1 (法23条)	45分準耐火構造 (法27条) 2階が300㎡以上			防火構造*1 (法25条)		
戸建住宅	防火地域	3階建	耐火構造 (法61条)						
		1,2階建	45分準耐火構造 (法61条)						
	準防火地域	3階建	準防火3階建仕様 (法61条、令136条の2) 防火構造 かつ内装側のせっこうボード12mm以上		45分準耐火構造 (法61条)			耐火構造 (法61条)	
		1,2階建	防火構造*1 (法61条)						
22条区域	3階建	準防火構造*1 (法23条)			防火構造*1 (法25条)		耐火構造 (法21条2項)		
	1,2階建								

■鉄骨下地

用途	地域	延床面積 (S)㎡ 階数	S ≤ 100	100 < S ≤ 500	500 < S ≤ 1000	1000 < S ≤ 1500	1500 < S ≤ 3000	3000 < S
			事務所・工場・戸建住宅など(特殊建築物以外)					
事務所・工場・戸建住宅など(特殊建築物以外)	防火地域	3階建以上	耐火構造 (法61条)					
		1,2階建	a.45分準耐火構造 [イ準耐] b.防火構造*1+準不燃材料 [ロ準耐二号] (法61条、令109条の3)					
	準防火地域	4階建以上	耐火構造 (法61条)					
		3階建	準防火3階建仕様 (法62条、令136条の2) 防火構造かつ内装側のせっこうボード12mm以上	a.45分準耐火構造 [イ準耐]			b.防火構造*1+準不燃材料 [ロ準耐二号] (法61条、令109条の3)	
その他の区域	1階建以上	制限なし			a.45分準耐火構造 [イ準耐] (法26条、令109条の3) b.防火構造*1+準不燃材料 [ロ準耐二号] (法26条、令109条の3) (但し、一部45分準耐火構造必要*2*3)			b.防火構造*1+準不燃材料 [ロ準耐二号] (令112条、令109条の3) (但し、一部45分準耐火構造必要*2*3)
		制限なし			制限なし(但し、一部45分準耐火構造 必要*2*3)			

□ アイジーサイディングの認定取得範囲です(銘壁スタックJは、木造下地45分準耐火構造認定を取得していません。)

□ SF-ガルスパンJFのみ認定取得範囲です。

□ アイジーサイディング「J」シリーズのみ認定取得範囲です。

※1 「延焼のおそれのある部分」のみが対象になります。「延焼のおそれのある部分」「イ準耐」[ロ準耐二号]については、次のページを参照してください。

※2 防火区画と接する部分を含み幅90cm以上の部分を準耐火構造としなければなりません。(令112条)

※3 45分準耐火構造が必要な部分には使用できません。

・高さ16m以上(車庫、倉庫は高さ13m以上)、または階数が4以上の木造建築物は、地域にかかわらず1時間準耐火構造以上の性能が求められます。(法21条)

▶ 建築基準法の制限

3. 防火区画

建築物内部で火災が発生したときに火災が急激に燃え広がることを防ぐため、建築物の構造、用途、規模に応じて防火区画が必要になる場合があります。

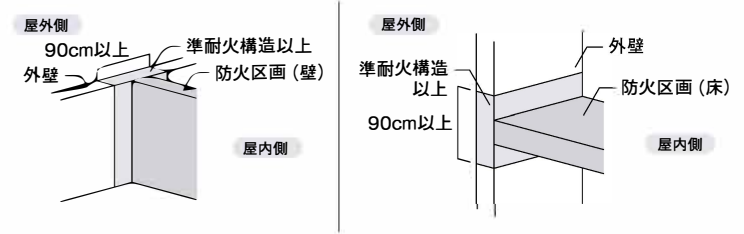
● 代表的な例

耐火建築物または準耐火建築物で、延床面積が1,500m²を超えるものは、1,500m²以内ごとに防火区画を設けなければなりません。
(建基法令第112条第1項)

準耐火建築物の場合

防火区画に接する外壁は、接する部分を含む幅90cm以上の部分を**準耐火構造以上**にしなければなりません。
(建基法令第112条第16項)

■ 防火区画に接する外壁の構造

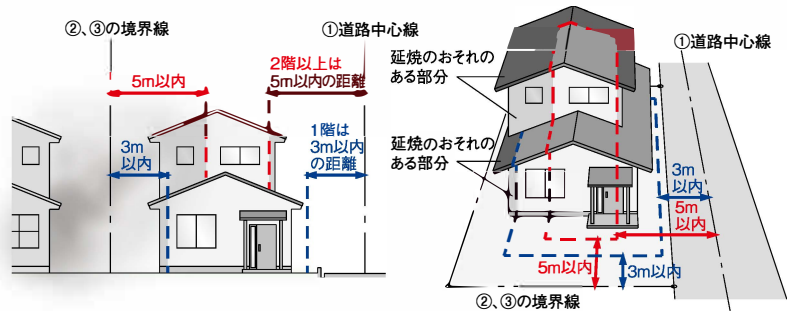


・ 以上は、外壁のみに関する建築基準法の大まかな制限を表しています。建築基準法ではこれより詳細な制限を設けている条項があります。
また、自治体の条例などで建築基準法より厳しい制限が設けられている場合がありますので、計画の際は事前に管轄の行政庁にご確認ください。

4. 延焼のおそれのある部分(法2条六号)

防火地域など各地域の指定は、火災が周囲に広がるのを防ごうとするもので、特に延焼のおそれのある部分については、防耐火構造が強化されます。

延焼のおそれのある部分とは、①道路中心線、②隣地境界線または③同一敷地内にある2つ以上の建築物(延床面積の合計が500m²以内であれば1つの建築物とみなされる)の相互の外壁間の中心線から、1階については3m以下、2階以上については5m以下の建築物の部分指します。
但し、防火上有効な公園、広場や耐火構造の壁などに面している部分は除かれます。



5. 耐火建築物、準耐火建築物の仕様

耐火建築物… 主要構造部を耐火構造としなければならない建築物です。(法2条九の二号)

準耐火建築物… 次の3種類のいずれかの構造としなければならない建築物です。(法2条九の三号、令109条の3)

①イ準耐(令107条の2)

主要構造部を準耐火構造としたもの

部位	延焼のおそれのある部分	その他の部分
壁	準耐火構造	
柱・はり	準耐火構造	
床 最下階を除く	準耐火構造	
屋根	準耐火構造	
階段	準耐火構造	
開口部	防火戸など	—

②ロ準耐一号(令109条の3一号)

外壁を耐火構造としたもの

部位	延焼のおそれのある部分	その他の部分
壁	耐火構造	
柱・はり	—	
床 最下階を除く	—	
屋根	準耐火構造など	不燃材料
階段	—	
開口部	防火戸など	—

③ロ準耐二号(令109条の3二号)

主要構造部を不燃材料または準不燃材料で造ったもの

部位	延焼のおそれのある部分	その他の部分
壁	防火構造+準不燃材料	準不燃材料
柱・はり	不燃材料	
床 最下階を除く	準不燃材料(3階以上は準耐火構造など)	
屋根	不燃材料	
階段	準不燃材料	
開口部	防火戸など	—

上表は、準耐火建築物の大まかな仕様であり、詳細は建築基準法をご確認ください。

6. 耐火建築物・準耐火建築物にしなければならない特殊建築物（法 別表第一）

特殊建築物とは、法2条二号、法 別表第一に掲げる建築物を指し、不特定多数の人が出入りしたり、火災が発生した時にその危険性が高く、周辺地域への影響が大きい建築物が該当します。

これらの建築物は、地域の制限に関わらず、その用途及び延床面積などにより、耐火建築物または準耐火建築物にしなければなりません。

■特殊建築物（法 別表第一）

建築物用途	耐火建築物としなければならない建築物	耐火建築物または準耐火建築物としなければならない建築物
劇場・映画館・演芸場・ 観覧場・公会堂・集会場	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階にあるとき（劇場・映画館・演芸場でその主階が1階にないもの） ・客席面積が200m²以上のとき（屋外の観覧席面積\geq1,000m²） 	—
病院・診療所（患者の収容施設があるもの）・ ホテル・旅館・下宿・共同住宅・寄宿舎・ 児童福祉施設 など	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階にあるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・その用途部分が2階にあり、床面積の合計が300m²以上のとき （ただし、病院・診療所にあつてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る）
学校・体育館・博物館・美術館・図書館・ ボーリング場・スキー場・スケート場・ 水泳場・スポーツ練習場	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階にあるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・その用途部分の床面積の合計が2,000m²以上のとき
百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・ カフェー・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・ 遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店または 物品販売を行う店舗（床面積が10m ² より 大きい場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階にあるとき ・その用途部分の床面積の合計が3,000m²以上のとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・その用途部分が2階にあり、床面積の合計が500m²以上のとき
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・その用途部分が3階以上の階で、かつ床面積の合計が200m²以上のとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・その用途部分の床面積の合計が1,500m²以上のとき
自動車車庫・自動車修理工場・映画スタジオ・ テレビスタジオ	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の階にあるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・その用途部分の床面積の合計が150m²以上のとき （耐火建築物または、口準耐二号準耐火建築物とする）